

平成21年度大垣市まちづくり市民活動育成支援推進委員会第5回会議 議事録

平成 22 年 1 月 5 日、平成 21 年度大垣市まちづくり市民活動育成支援推進委員会第 5 回会議を大垣市役所本庁舎 3 階合同委員会室において開いた。

議題

会議録署名者の指名について
市民協働のまちづくり指針の策定について

委員の出欠

出席委員（敬称略）

委員長	鈴木 誠	副委員長	服部 淑子
委員	伊藤 文子	委員	加藤 有子
委員	田中 美穂	委員	溝口 隆司
委員	吉田 益代	委員	服部 由明
委員	安藤 泰彦	委員	山中 穰

欠席委員

なし

事務局出席者

かがやきライフ推進部長	河内 雅善
市民活動推進課長	吉田 健
市民活動推進課課長補佐	中山 庄三
市民活動推進課課長補佐	加藤 誠
市民活動推進課主査	古山 樹宏
市民活動推進課主査	吉田 晶

13時30分 開会

河内部長

皆さん、新年あけましておめでとうございます。

本日は、大変、お忙しいところ、平成21年度大垣市まちづくり市民活動育成支援推進委員会の第5回会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私、本日の司会を務めさせていただきます、大垣市かがやきライフ推進部長の河内でございます。よろしくお願いいたします。

会議の開会に先立ちまして、委員の皆様方にご了解賜りたいと存じます。本日の会議につきましては、個人情報に関する事項がないため、公開とさせていただきます。

それでは、はじめに、鈴木委員長より、ごあいさつをお願いいたします。

鈴木委員長

あけましておめでとうございます。

今日は、この指針案の検討の第3回目ということになります。前回、いろんなご意見をいただきまして、また今日その説明をいただくことになるわけですが、今日は、残りの部分の検討をしまして、これからパブリック・コメントに備えていきたいというふうに思います。どうぞ、今日一日よろしくお願い申し上げます。

河内部長

ありがとうございました。

それでは、以降の進行につきましては、鈴木委員長さんをお願いいたします。

鈴木委員長

それでは、私の方で進行させていただきます。よろしくお願いいたします。

はじめに、本日の会議録署名者を決めたいと思います。吉田委員さんをお願いできますでしょうか。

(吉田委員 了承)

鈴木委員長

それでは、次に、「市民協働のまちづくり指針について」、事務局から、説明をお願いいたします。

(吉田市民活動推進課長が次の資料を説明)

資料 1 - 大垣市市民協働のまちづくり指針に係る意見等について(案)

別添資料 - 大垣市市民協働のまちづくり指針(素案)(修正案)

鈴木委員長

ありがとうございました。前回、活発なご意見をいただきまして、お手元の資料によって修正案をわかりやすく示してもらいました。何かお気づきの点などありますか。

溝口委員

5ページに「行政にとっての効果」の中で、「行政の事業のあり方などの見直しにつながり、行政の効率化など体質改善を図ることが可能になります。」とありますが、財政的效果もあるのではないかと、あったのではないかと感想をもちました。

鈴木委員長

事務局どうでしょう。

事務局

協働による財政的效果もあると思いますが、財政的效果を狙って協働を推進するわけではないので、財政的效果という言葉は使いづらいと考えています。

鈴木委員長

このところは、非常にデリケートな部分ですね。行政が効率化を進めるために、市民に仕事をタダ働きさせるのかという誤解とかを招きやすいので、そのところは、4ページにあるように、協働というのは、目的ではなく、手段なんだと。手段であるがゆえに、市民の側の主体的・積極的な参画を求めたいし、また、それに応えていくことを最優先したいんだと。行政の効率化というのは、むしろその結果としてつくものであって前提であるものではないという組立にしてきたんですね。ですから、趣旨をご理解いただいて、そのところは強調しないということです。

ただ、自治体も事業の見直し作業を各地でやり始めているところで、市でも、協働の部分でそういうことが明確にでてきたら、また今後入れていくべきかなと思います。そのほか、いかがですか。

それでは、今日は、12ページからご意見をいただきたいと思います。

まず、事務局から説明をお願いします。

(吉田市民活動推進課長が次の資料を説明)

・別添資料 - 大垣市市民協働のまちづくり指針(素案)

鈴木委員長

ありがとうございました。それでは、皆様のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょう。

私の方からですが、13ページの「対等の原則」というところで、課題を解決するだけでなく、よりよいまちづくりを目指してというように。あの、まちづくりって何か課題がおきたときは、比較的皆さんまとまりやすいし、連携しやすいわけですが、平時とといいますか、何も無い時には、地域のみんなでいろいろなイベントを行ったりとか事業をこしらえたりとか、そういうプロセスをとってビジョンをつくって計画をつくって行動していくことが大事になりますので、そういう市民協働によってよりよいまちづくりを目指し地域の課題を解決していくという観点を含めた方がいいかなというふうに思いました。「よりよいまちづくりを目指し」という市民協働のもう一つの狙いを書いてもいいのかなというふうに思います。その点、事務局に修正してもらいたいと思います。

事務局

「市民協働により、よりよいまちづくりを目指し、地域の課題を解決していくためには」というふうに改めさせていただきます。

鈴木委員長

はい。回りくどいですが、原則の最初なので入れておいた方がいいのかなと思いました。

溝口委員

13ページに「評価の原則」というのがあります。評価は、だれが、どのように評価するのかという疑問を思いました。

鈴木委員長

事務局お願いします。

事務局

具体的方策については、19ページに掲載のとおりです。市民協働に取り組む相互の評価、第三者による適正な評価・公表を行うための仕組みづくりに努めるということです。現在は、行政職員が事務事業評価ということで、全事業を評価し、行政改革の審議会で報告し、ご意見をいただいています。今後につきましては、協働事業に関する事業の相互評価を行い、その結果を現在でいうとこの委員会に報告し、ご意見をいただく予定です。今の段階ではできておりませんので、これから仕組みをつくっていくこととなります。

鈴木委員長

はい。他はいかがでしょうか。

服部淑子委員

この指針ができた時には、どこへ配布するのでしょうか。どう活用するのでしょうか。配布というか、一般の市民が読んでも、なかなかわかりにくいのではないかと思います。

鈴木委員長

配布というか、どう活用するのかということですね。事務局お願いします。

事務局

指針そのものは、こういった形でまとめさせていただきますが、市民・市民活動団体向けに見開きのわかりやすいパンフレットを作成する予定です。それを、市民の皆さん、市民活動団体の皆さんにお見せして、今後こんなふうな市民協働のまちづくりを進めていきたいと思いますということと呼びかけていきたいと思っています。

当然、市職員も勉強していくことになります。

鈴木委員長

山中委員さんのような自治会関係者にもお伝えいただきたいと思います。ほか、よろしいでしょうか。

次14ページにまいります。いかがですか。よろしいでしょうか。

私の方からですが、14ページの市民協働の図は、各地でいろいろ工夫され進化してきたものですが、カッコの から はどのように並べてあるのですか。

事務局

市民主導・行政主導について、わかりやすく、見やすくという観点で並べてあります。

鈴木委員長

はい、では15ページ、16ページにまいります。いかがですか。

溝口委員

1番の共催ですが、必ずしも短期間というものではないと思います。それから、単独主催よりも内容の充実が図られるというのは、単独主催が悪いのかということになるので、効果が高められるという表現の方がよいのではないかと思います。断定してしまうのはどうかと思います。

鈴木委員長

はい。どうしたらよいのですか。

溝口委員

短期間ではなくてもいいと思いますし、単独よりも効果が図られますとすればよいと思います。

鈴木委員長

事務局どうですか。

事務局

共催は通常短期間で行うもので、恒久的に行うものは共催とはならないと思います。1年、2年、3年も短期間といえは短期間です。恒久的なものではないということです。長期となると事業協力や協定ということになります。

鈴木委員長

形態には、期間が書きこまれています。協働というのは期間限定でなければありえないと思います。それで、共催というのは協働という観点から短期としているんですね。それから、単独主催よりも内容の充実が図られるという表現は溝口委員の意見ですがいかがですか。

事務局

協働をより強調したい意味で記したのですが。

安藤委員

ここで言われているのは、行政と市民の協働ですよね。市民と行政しかないのでしたら、なぜ「複数のパートナー」となっているのかと思いました。市民と行政がどうかかわっていくのかという切り口でまとめるためにも明確にしたほうがよいのではないのでしょうか。

鈴木委員長

前日も議論されたことですが、表現を限定して明確にしたほうがよいという意見ですね。皆さんどうですか。田中委員いかがですか。

田中委員

事務局が言われたとおり、複数のパートナーとした方がいろいろな方向からとれるのでいいのかなと思います。

14ページの図ですが、行政主体、市民主体であれば、それぞれで情報提供・情報交換はいらぬということでしょうか。

溝口委員

私もそう思いました。情報提供と情報交換というのは、 から まであるんじゃないですか。じゃあ、行政の情報は流さなくていいのか、市民の情報は公開しなくていいのかということになります。

安藤委員

パートナーというのが市民相互の協働ということになれば、 まで伸ばさないといけないですが、市民と行政の協働ということでしたら、このままでいいのではないかと思います。パートナーというのが、やはり抽象的であいまいな気がします。

事務局

「複数のパートナー」という表現を「市民と行政」に改めさせていただきます。それから「他のパートナー」という表現についても、市民または行政を明確に示すよう改めます。14ページの図につきましては、市民と行政の協働ですので、 、 に伸ばすのは難しいかなと思います。

鈴木委員長

安藤委員からご指摘いただいたことですが、いかがですか。市民と行政を明確に示すということですが、その方向性でいいですか。

服部副委員長

でも、4ページに市民協働とは何かということをも2つに分けて示していますので、ここからは市民と行政だよというのはおかしいのではないかと思います。

事務局

前回の議論の時にもありましたが、1ページ目にありますように、この指針では、市民と行政の協働のまちづくりについてのものと定義させていただいていますので、4ページでは協働について説明していますが、15ページでは、やはり「複数のパートナー」でなく市民、行政を明確にする必要があるかと思われます。

鈴木委員長

15ページの「市民協働の形態」という言葉ですけど、形態というのがわかりにくいですね。例えば「市民協働のかたち」とか「市民協働の方法」としたほうが、皆さんイメージしやすいんじゃないですかね。いかがでしょうか。「方法」がいいかな。

市民と行政という表現についても、全体に及びますから、事務局で整理していただいて、次回提案いただきたいと思います。

安藤委員

15ページの ですが、「ある主体」が「行政」となったらその続きの「責任をもって」はとるべきではないでしょうか。行政なら「責任をもって」は当然のことですから。あと、少し気になっているんですけど、市民協働の方法とか領域とかですが、なんらかの具体的な内容面のイメージがないですよ。例えば文化的な面とか安全面とか、いろんな市民協働のいわゆる領域があると思うんですが、そのあたりはあえて外しておられるのか。パッと領域というかどうかかわり方があるのか、活動をやるのかとか、そういうことには触れないのでしょうか。

鈴木委員長

指針を書く時には二つ形があって、一つ市民協働の内容を事例として出すケースもあるし、それから敢えてそういうのをはずして原則論をまとめていく場合がありますが、今ご指摘あったとおりたとえば事例というのは入ってませんね。事務局いかがですか。

事務局

今回、指針を作らせていただいて、次の段階で、これに基づいたマニュアルを作る予定です。その中では、市民から提案があった場合は、具体的にどうするのかとか。例えば、子育て支援事業をやっていきたい団体があった場合はどうなのかとか、子育て支援セミナーを後援するためにはこうやってやりますよとか、そういったことは、次回のマニュアルの中で記していきたいと思っています。

鈴木委員長

各地の指針を見ると内容が厚くて、骨格の部分が見えてこないという場合があります。大垣市の場合は、そういうことがないように2段階に分けるということですね。

安藤委員

「領域」という表現はいいですか。非常に行政的な表現のような気がしますが。

鈴木委員長

「範囲」のほうがいいかもしれませんね。それでは、次17ページにまいります。これは、ワークショップの成果をまとめてこのように記していただいたんですけども、いかがですか。

服部副委員長

と の間には矢印はいらないのですか。

鈴木委員長

事務局お願いします。

事務局

矢印を入れます。

鈴木委員長

ほか、よろしいですか。

溝口委員

いつも思うのですが、初めに予算ありきってことですね。その中でいろいろな事を実行していかないといけない。例えば300万円の予算なら300万円の事しかできないのかと。それはどこで決まるのかは分かりませんが、それはその中でプランが出来てしまっている。実は、前からつくりあげていくことが必要なのではないかと思います。それは、市民ワークショップの中でもでてきた意見です。そこら辺を、今後ご検討いただきたいと思います。

鈴木委員長

それで、実はね、溝口委員のご指摘が大事なんですが、図の のとおりはじめに「意見交換」というのがあるんですよ。例えば、年度の早い時期から意見交換をして事業を組み立てていく中に、今のお金の話とか、時間とか場所とか方法に関わることも含まれてつくられていくということなんです。

溝口委員

そうなんですよ。ある実行委員会で、実はこういうことをやりたいと言いますと、それは予算が決まる前に話してもらわないと困ります、ということになるんですよ。じゃあ、そこで決まったことからスタートしていくということが往々にしてありますので、その意見交換という最初のところからね。

服部委員

いや。活動自体が補助ありきで行われるというのは、ちょっといかなものかと。やっぱり補助ありきで活動されると絶対ダメですよ。やっぱり市民から課題を地域の課題をつぶしていくと、なくしていくという活動が正論ではないかと思います。

事務局

いろいろな形態があるわけなんです。補助というのは、市民活動推進課でいえば活動助成というのがあるのですが、それは市民活動団体に対する活動の支援ですので、団体がどれだけの事業をやるかは別として行政としては予算枠の中でやっていきます。また、地域でこんな課題があって、それに対して意見交換してやっていくという方法は、市民ワークショップの意見にもありましたので、これからやっていきたいと思っています。例えば、500万円必要ということになれば、500万円予算要求していきます。ただし、どこかで500万円を削減しなくちゃいけないということも前提になってきます。そういうことを意見交換して翌年度からということで予算要求してやっていきたい。

鈴木委員長

意見交換というのは結構重いものです。

安藤委員

16ページの表ですが「市民協働の対象団体」というところで「対象」というのが何が行政からの視点なので表現を変えた方がいいのではないかと思います。

鈴木委員長

これは、3ページのところで修正した「市民協働の主体となる市民活動団体等」とするといいんじゃないかなと思いますが、どうでしょうか。

服部副委員長

この表では「団体区分」が大事なんじゃないかなと思うんですけど。区分けをわかってもらうための表んじゃないかなと。

鈴木委員長

それでは、「市民協働の主体となる団体等の区分」としましょう。よろしいですか。それでは、第4章についてご意見をいただいて、まとめたいと思います。いかがでしょうか。

溝口委員

19ページの の ですが、ネットワークづくりとありますが、具体的にはどんなイメージをもったらいいのでしょうか。

鈴木委員長

事務局お願いします。

事務局

前段にありますとおり、まちづくり市民活動支援センターや地区センターといった拠点を中心に、市民協働の主体となる団体のネットワークづくりや情報交換、課題解決であれば意見交換を行ってということで、具体的には今ありませんが、地区センターであれば自治会など地域で活動する団体が主体となってネットワークづくりを、まちづくり活動であれば、まちづくり市民活動支援センターが中心となって課題解決をするというようなネットワークづくりをします。また、地区センターのネットワークとまちづくりのネットワークがつながるといふこともあると思います。

鈴木委員長

今のところですが、2行目に「努めるとともに」とありますが、これによって前の文章と後の文章が並列になりますので、わかりにくくなるのではないかと思います。ですから、「努め」に改めれば事務局の説明もわかりやすいのではないかと思います。

その他よろしいですか。

溝口委員

18ページの の ですが、市民ワークショップの中でも非常に問題というか話題になったのですが、部署によって温度差があって、職員の意識的にもまだまだかなという全体像が見えてくるんですけど、よく言う縦型でなく横断的な体制をとっていただくのはありがたいので、全庁的にお願いしたいということを強調したい。

事務局

市職員もどういうふうに協働をすすめていいのかわからないということもありますので、18ページの の にもありますが、市民協働に関する職員研修の実施や市民協働マニュアルの作成など、市職員の協働に対する意識改革を進めていきたいと思えます。それから、意見交換というのがありますが、それには現場の職員が対応することになりますので、市民協働推進リーダーを各部署に設置してお話を伺っていこうということを進めていきたいと考えています。担当課が決まっていない場合や、担当課が2課にまたがる場合は、総合窓口となる市民活動推進課が調整していきます。

服部副委員長

最初の1ページに戻ってしまいますが、3行目に「困難となりつつ」とありますが、何かきつい感じがするんですが。やさしい言葉になればいいのですが。

服部委員

問題提起として、あえて書いておいた方がよいのではないですか。

安藤委員

「難しく」というのはどうですか。

鈴木委員長

それでは、「難しく」というように変えましょう。

溝口委員

12ページの図なんですけど、事業者というのがありますが、事業者が協働していくという意識はCSRという名のもとに体制としてあるのでしょうか。

服部委員

企業も企業市民といわれるように、協働の主体となりますね。CSRももちろんありますし。個々の企業の理念によって、例えば環境に取り組んでおられる企業はたくさんありますね。指針は、市民と行政に関するものですから、企業をいれたら、内容は変わると思います。

伊藤委員

銀行につとめていますが、祭りに参加するとかいろいろな形で企業の協働というのはあると思います。

鈴木委員長

それでは、ご指摘いただいた部分を一度トータルにつくり変えてみた上で次回もう一度見直してみたいと思います。取りあえず、20ページまでよろしいですね。

ありがとうございました。それでは、本日審議いただくのは以上です。

事務局お願いします。

事務局

ありがとうございました。次回の会議は、来週1月14日の木曜日、午前10時から、市役所2階の第1会議室で開催いたしますので、よろしくお願いいたします。出欠の回答

についてお願いします。

鈴木委員長

それでは、これでよろしいか。今日は、年末年始に時間をいただきましたので、皆さん中身についてはご精読いただいたと思いますので、一人ひとり指名しずにご意見をいただきました。次回は最終ということになりますので、今日を受けてチェックしていただきたいと思います。そしてパブリック・コメントにのぞみたいと思います。

それでは、事務局にお返しします。

河内部長

ありがとうございました。次回は、ご案内のとおり1月14日に開催させていただきますのでよろしくお願いします。それでは、これをもちまして、会議を終了させていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

15時35分 閉会

以上、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

委員長 鈴木 誠

委員 吉田 益代